

令和5年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和5年6月20日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	3 原田純子
5 七原 剛	6 金田敏行	7 山口伸彦
8 田中邦利	9 今泉吉人	10 加藤弘文

2 欠席議員は次のとおりである。

4 原田直幸

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第33号

令和5年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第2 陳情第5号

最低賃金の大幅な引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第3 陳情第8号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

（総務建設委員長報告）

日程第4 陳情第9号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳

情

(文教厚生委員長報告)

日程第5 陳情第10号

介護・障害福祉現場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第6 陳情第11号

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第7 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第8 議案第34号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第9 議案第35号

令和5年度設楽町一般会計補正予算(第2号)

(追加)

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第11 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開会 午前8時57分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9名です。

なお、原田直幸議員の御身内に御不幸があり、欠席届が提出されております。欠席届を受理しましたので報告いたします。

定足数に達していますので、令和5年第2回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、6月議会定例会最終日に際しまして、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

一昨日でありますけれども、消防団の中継送水訓練がありまして、御見

学をいただいた方もみえますけれども、ありがとうございます。訓練会も始まったばかりということもありまして、いろいろな課題はありますけれども、今後もこうした訓練を通して、有事の際の対応能力の向上を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

さて、コロナの影響はほとんど聞かれなくなりました。また、当町でもこの時期ならではのイベントといたしまして、今週の土曜日 24 日に津具ほたる祭り、そして、ダイワ鮎マスターズが開催されます。さらにこの夏は、各地域のお祭りも実施されるようでありますので、コロナ前の日常生活が戻ってきたことを日増しに実感するところであります。

次に、6月5日の定例会初日でも御報告しましたがけれども、既に田口地区には回覧でお知らせしているとおり、今年度も地区懇談会を6月28日から小松区を皮切りに開催いたします。田口地区以外については、8月以降の開催となりますけれども、順次回覧や広報無線で周知してまいりますので、より多くの方に参加いただけますよう、議員各位におかれましても、昨年度同様御協力をお願いしたいと思っております。

次に、6月14日に、豊川信用金庫から6月2日の豪雨災害に対する支援金として30万円の寄付の申出がありました。東三河8市町村のほか、同行の支店がある岡崎市、幸田町に対しても寄付をしていただけたこととありまして、大変ありがたく思っております。町としましても災害復旧に関して有効に活用させていただきたいと考えているところであります。

本日は、工事請負契約の締結1件、補正予算1件を追加上程いたしました。初日に上程いたしました議案と併せて、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、議会最終日の審議に先立ち、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和5年第10回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和5年第2回定例会第2日目の運営について、6月16日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

本日の案件は、委員会付託の議案1件、陳情5件、委員会の調査報告1件、追加案件は町長提出2件、継続審査申出が2件です。

日程第1から日程第6までは委員会付託案件で、一括上程し、委員長報

告に対する討論、採決は1件ごとに行います。

日程第7は委員会の調査報告で、単独上程です。

日程第8、日程第9は追加議案で、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

日程第10、日程第11は継続審査の申出で、それぞれ単独上程です。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長 日程第1、議案第33号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」から日程第6、陳情第11号「「1年単位の变形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので委員長の報告を求めます。

2 村松(純) おはようございます。総務建設委員会の原田委員長が本日欠席ですので、副委員長の村松が報告いたします。

令和5年第5回総務建設委員会の委員長報告をいたします。

令和5年6月7日水曜日9時から10時28分、総務建設委員会を開催いたしました。

出席者は、総務建設委員9名全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長、副町長、教育長はじめ、各課長及び各関係職員です。

付託された議案1件、陳情2件を審議いたしました結果を報告いたします。

審査事件1、付託事件(1)、議案第33号「令和5年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」、総務建設委員会所管について審議しました。

質疑22件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は、2款総務費から10件。6款商工費から7件、8款消防費から5件、詳細はお手元の委員会報告を御覧ください。

続いて、付託事件(2)、陳情第5号「最低賃金の大幅な引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」について審議をしました。採択意見2件、趣旨採択意見3件。採決の結果、採択賛成3名、趣旨採択賛成5名により、趣旨採択にすべきものとなりました。

続いて、(3) 陳情第8号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、審議しました。採択意見1件、趣旨採択意見1件、聞き置く意見1件、採決の結果、採択賛成2名、趣旨採択賛成5名、聞き置く賛成1名により趣旨採択とするべきものとなりました。

2、「その他」では、あいち林業技術強化カレッジについて、及び6月2日の大雨による被害状況についての質疑を行いました。

質疑6件、詳細はお手元の委員長報告書を御覧ください。

審議終了後、道の駅アグリステーションなぐら、面の木ピット、道の駅つぐ高原グリーンパーク内のオートキャンプ場にて管内視察を行いました。

以上で、総務建設委員会の委員長報告を終わります。

5七原 令和5年第3回文教厚生設委員会委員長報告をいたします。

令和5年6月9日金曜日、午前8時58分から午前10時4分、文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は、文教厚生委員9名全員、議長、議会事務局長。執行部のほうからは、10名の出席者をいただいております。

付託された議案1件、陳情3件を審議し、審議の結果を報告いたします。

審査事件1、付託事件、議案第33号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」、文教厚生委員会所管について報告いたします。質疑10件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質疑の内容は、以下御一読ください。

続きまして、陳情第9号「保育所職員の人材定着・確保のための保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」について。採択意見1件、趣旨採択意見1件、聞き置く意見2件。採決の結果、採択賛成1名、趣旨採択賛成3名、聞き置く賛成4名により、聞き置くとするべきものに決しました。

陳情第10号「介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」について、審議しました。採択意見1件、趣旨採択意見1件、聞き置く意見1件。採決の結果、採択賛成1名、趣旨採択賛成4名、聞き置く賛成3名により趣旨採択とするべきものと決しました。

陳情第11号「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」について、審議いたしました。採択意見1件、聞き置く意見1件。採決の結果、採択賛成2名、聞き置く賛成6名により、聞き置くとするべきものと決しました。

2「その他」、「その他」といたしまして、(1)給食調理場のセンター化

構想の現況についての中間報告をいただきました。内容については、以下を御一読ください。

次、(2)6月2日の大雨による被害状況について各課から報告をいただきました。内容については、以下を御一読ください。

会議終了後、管内視察といたしまして、養護老人ホームやすらぎの里、旧児童館、旧奥三河郷土館、旧名倉中学校を視察いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第33号「令和5年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第5号「最低賃金の大幅な引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

議長 陳情第8号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

陳情第9号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありませんか。

8田中 この陳情9号に対しましては、委員長報告に反対する立場から討論を行いたいと思います。

保育事故や、不適切な保育が起こる原因に現況の保育士配置基準による過酷な労働環境と低い処遇があります。例えば地震などのときに、首のすわらないゼロ歳児3人を1人の保育士が安全に避難し、命を守ることができるか、動き回る1歳児6人に1人の保育士で目が行き届くのかなど、問題点が指摘されています。この状態が何十年も続いてきました。保育士配置基準の見直しは関係者や国民多数の声となり、ついに岸田首相も見直しの実行を表明しました。このときに当議会がこれを不採択とするのはいかにも時流から外れていることを示すものになってしまいます。よって、陳情は採択すべきであり、委員長報告に反対するものであります。

以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5七原 賛成の立場で討論させていただきます。

今田中議員もおっしゃったとおり、この案につきましては、先日首相のほうからも記者発表があり、政府案として示されているところでございます。また、この案件につきましては、文教厚生委員会という場で田中議員も含め、皆さんで協議をしていただいた結果このようなこと、趣旨採択ということになっておりますので、委員会としての決定を尊重していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

5七原 すみません、訂正いたします。趣旨採択と申しましたが、聞き置くと

いう、委員会の決定を尊重していただきたいと思います。

議長 先ほどの、委員会報告では聞き置くということで、報告はしていただきました。

ほかに意見はございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで討論を終わります。

陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 次に、陳情第10号「介護・障害現場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

議長 陳情第11号「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例改正ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第11号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 次に、日程第7「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

7山口 それでは、令和5年第3回設楽町議会設楽ダム対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

令和5年6月14日9時27分より10時40分まで開催いたしました。場所は、役場議場及び現地視察、交流施設の広場でございます。

出席者は、設楽ダム対策特別委員6名全員と、議長、事務局の議会は8名です。町としましては、土屋町長ほか8名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは、田中設楽ダム工事事務所長はじめ12名。愛知県豊川水系対策本部佐藤事務局長ほか3名。愛知県新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所益田所長はじめ3名で開催いたしました。

なお、始まる前に6月5日に本議会におきまして承認されました設楽ダム対策特別委員会のメンバー6名の自己紹介をいたしました。また、町企画ダム対策課の設楽ダム対策特別委員会担当職員3名の職が決定しておりますので、3名の自己紹介をいただきました。その後、議長、町長、国土交通省設楽ダム工事事務所長、愛知県豊川水系対策本部事務局長より御挨拶をいただき、審査に入りました。

審査事件におきましては、所掌事務の調査、そして現地視察、そしてその他の3項目に分けて検討、審査をさせていただきました。

まず最初に、所掌事務の調査でありますけれども、設楽ダム事業、関連事業における、台風2号接近に伴う大雨による災害状況、工事進捗への影響についての説明を各所管よりいただきました。審査内容を全て読みますと時間がかかりますので、項目だけ報告させていただきます。

まず、最初に国土交通省設楽ダム工事事務所、高井用地第二課長より、国交省の被害及び工事のその後の進捗の説明をいただきました。続きまして、新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所の日高事業第一課長から被害状況と、その後の進捗状況の説明をいただきました。

主なる質疑につきましては、2ページの内容とおり、各国、県、町におきまして、全て報告についてのQ&Aで記載してございますので御一読いただければと思います。

また、会場が2か所に分かれるということで、(2)の視察を最後にいたしまして、(3)の「その他」を議場で開催いたしました。ダム対策特別委

員より、記載のとおり質問をいただき、それぞれ担当の所管から回答をいただいております。一読いただければ、Q&Aで示してございます。

そして、終了後現地視察を行いました。この出席者は、議場でお集まりいただきました皆さん全てが交流施設の土捨場に集まっていたいただき、そこから眺める光景を見ながら、いろいろな被害状況、そして今後の開発計画等々を説明いただきました。

以上、委員会を行いまして、11時30分、現地で解散をいたしました。

以上が設楽ダム対策特別委員会の委員会報告であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第8、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第34号「工事請負契約の締結について」を説明しますので、3ページを御覧ください。

議案第34号の工事請負契約の締結にかかる議案につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の5,000万円以上の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、6月6日に落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり、議会の議決に付すものであります。

入札にかかる参考資料を添付してありますので、4ページ、5ページを御参照ください。

本議案の、やすらぎの里大規模改修工事につきましては、6月2日、5社による応札の結果、工事請負金額2億9万円として落札者の株式会社遠山建設と6月6日に仮契約を締結いたしました。なお、入札の執行状況につきましては、税抜き1億8,230万8,000円の予定価格に対し、落札価格は税抜き1億8,190万円で、その落札率は99.78%でありました。本工事の改修概要につきましては、資料6ページのとおりであります。

令和5年2月15日の議会全員協議会及び先日の文教厚生委員会視察で説明させていただいた内容と同じですが、寮室内装改修として、1人部屋を28部屋とする改修、寮室トイレの改修、浴室改修など、老朽化した施設の改修施工を施すものであります。

なお、詳しい工事内容につきましては、改めて町民課長より説明をさせていただきます。

町民課長 それでは、やすらぎの里大規模改修工事の詳細について説明いたします。

平成6年3月に竣工されました、やすらぎの里は約30年が経過しまして、いたる所で老朽化等が現れてきました。そこで今回改修工事を行うことになりました。

本日皆さまのほうにお配りしました、6ページの「やすらぎの里大規模改修工事概要」の左上の部分をご覧ください。

①寮室内装改修では、寮室28室の改修を行います。当初より2人部屋として利用してきましたが、より快適性の向上を図るために、今回は1人部屋に改修をいたします。

②、③では、入所者用のトイレ4か所と浴室の改修をいたします。

④、⑨では建物の屋根や外壁の改修を行います。

⑤、⑥では、自動火災放置システムや、監視カメラなどの建物内部の通信システムの改修を行います。

⑦では、寮室や事務室をはじめとした、建物内の照明器具のLED化をいたします。

⑧では、排水ポンプの更新を行います。

⑩、⑪、⑫では建物内に設置してありますボイラー、給湯器や空調機、換気装置等の更新を行います。

⑬では、門扉フェンスの設置と、中庭の池の撤去を行います。

⑭から⑰は、再び建物の中関係ですが、⑭では寮室付近の部屋部分の照明を自動点滅が可能になるように改修を行います。

⑮では、厨房の床の張り替えと、天井の改修を行います。

⑯は、集会室の和室コーナーの床を、和室から洋室に改修を行います。

⑰では、寮室のカーテンや網戸の更新を行います。

⑱、⑲では、屋外関係で、集水枡等の工事を行います。

⑳は、全体的に古くなった建具の改修を行います。

なお、今回の改修工事では、入居者の皆さんには引き続き入所の状態で工事を行います。寮室棟では、1棟で約1か月半の工事期間が必要となります。順次棟ごとに工事を進めてまいります。その間は一時的に2人部屋での共同生活をお願いすることになります。5月には、入所者の皆さんに施設側より説明を行い、また、入所者の家族の皆さんにも改修工事の実施について通知にて連絡をしております。入所者の皆さんの引っ越し作業などがスムーズに進み、かつ、施設運営に支障がないように工事を進めるように心がけていきたいと考えております。

私からは以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第34号の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 原田(純) ②のトイレ改修のところなのですが、男女の分けをなしとする、とありまして、これはおそらくはLGBT法案成立したり、そういう流れがあると思うのですが、おそらく女性にとって非常に辛いものになるのではないかと。今後禍根を残すのではないかと考えます。いかがでしょう。

町民課長 たしかに、男女の分けをなくすとなっております、女性の方は特にそういった面では気を遣うのかなというところもいたしますが、実際に、健康な方であればそういったことも気になると思うのですが、場合によっては介護をするということも必要になります。そうした場合にやはり車椅子で入って行って、よりスムーズに用を足すといったことを考えますと、スペース的な余地も、なかなか今までなかったものですから、そういった部分で男女兼用にするというかたちを今回取りました。もちろんですけども、男の人と女の人と一緒に入るようなことはいたしませんので、その辺は改修後も注意をしていきたいと思えます。

議長 ほかにありませんか。

8 田中 男女兼用は、今回僚議員からも指摘があったように問題になるかと思うのですが、そこら辺の相談というか、そういうことを扱っているところの関係機関、そこら辺はちゃんと調査をしていますか。

町民課長 どのような調査というのは、私今思いつかないのですが、場合によってはトイレが4か所あるものですから、こちらのトイレは男性用だとか、こちらのトイレは女性用だとか、そういった使い方も今後考えられるのではないかなと思いますので、そういった方向で、できるだけ、特に女の人が不快な思いをしないように今後やっていきたいと思えます。

8 田中 このことが外部に広く知れ渡ったり、あるいはマスコミの取材があってそれが報道されたりしたときに、ちゃんと通用する弁明になりますか、今の答えが。

町民課長 改修の計画ではそのようにいたしましたけれども、もちろん、男性もそうですけれども、女性のことは十分に配慮をして、先ほども申し上げましたとおり、4か所ありますので、ここは男性用だとか、ここは女性用だとか、そういったことも今後検討していきたいと思えます。

8 田中 決めておいて、緊急の場合とか必要な場合に兼用にするというような扱いにして、ここの表現、「男女の分けをなしとする」この一文は削られたらどうでしょうか。

町民課長 その部分も含めていろいろなところから対応をするということで検討をしていきたいと思えます。

議長 ほかにございますか。

5 七原 ただいまのところですけども、私は少し建築のほうをかじったこと

がありますので質問するのですけれども、図面に書かれている内容というのは、これはたぶん男女どちらでもユーティリティーに使えるようにするよという、技術的な意味で書かれていると思うのですけれども、そういった理解でよろしいですか。

町民課長 はい、そのとおりです。

議長 ほかにありますか。

1 村松(一) 1つ聞きますけれども、監視カメラの新設ということなのですが、3か所あるということですが、門扉付近で撮影ということで、これは外部からのものだけに対応するものなのですかね。最近いろいろ施設内でのことも考えると、中の廊下側にも見えるようにするとか、そういう配慮も必要になってくるのではないという時代的なこともありますので、その辺はどうなっているかということをし少しだけ付け加えてほしいです。
以上です。

町民課長 監視カメラにつきましては、もちろん門扉付近に設置というのもあるのですけれども、これはもちろん議員がおっしゃられたとおり、外部からの監視というのがありますし、あってはならないのですが、万が一入所されている方がこの辺から出ていっちゃったりだとか、そういうことも含めて、いろいろな面で全体的に監視をするということで設置をさせていただきます。またほかの部分、廊下だとかそういったことも部分につきましても、今回はそういった部分はありませんけれども、今後必要に応じて検討していきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

6 金田(敏) 同じ6ページの⑨、確認なのですけれども、屋上防水改修と書いてあって、その下に「別紙配置図による」と書いてあって別紙がないのですけれども、これは屋根全面のことを言っているのか、部分的なのかを教えてください。

町民課長 建物、30年たっていますので、全面的に行う予定です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9、議案第 35 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副委員長 それでは、議案第 35 号について説明いたします。

6 月議会初日に一般会計補正予算について上程し、常任委員会で審議していただいたところですが、初日に町長より行政報告で説明させていただいたとおり、6 月 2 日金曜日に台風 2 号の影響で梅雨前線が活発化し、近年にない激しい雨が降り続き、河川の氾濫、町道、農林道の路肩決壊や崩土などが発生しました。これらの災害復旧に伴い、一般会計については追加補正を上程しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 35 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」についてを説明いたします。7 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,120 万円を追加し、予算総額を 63 億 4,227 万円とするものであります。

第 2 条の地方債の補正につきましては、10 ページの第 2 表「地方債補正」を御覧ください。この表に記載する災害復旧事業債につきましては、6 月 2 日の豪雨で被災した水田、畑の農地被災箇所災害復旧工事を行うため、720 万円を借り入れるものと、町道名倉津具線被災箇所の災害復旧工事を行うため、2,000 万円を借り入れて施工するものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書、18、19 ページを御覧ください。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地災害復旧費、10 節需用費 80 万円は、修繕費として津具地内の農業用排水路の崩土除去を行うと共に施設の修繕を行うものであります。

13 節使用料及び賃借料 670 万円は、重機借上料として、広域農道をはじめ、11 か所の崩土などを取り除くものであります。

14 節工事請負費 1,560 万円は、水田及び畑が崩れた 6 か所の災害復旧工事を行うもので、施工地は、清崎で 1 か所、西納庫で 3 か所、津具で 2 か所であります。

3 目林道災害復旧費、10 節需用費 1,410 万円は、修繕費として林道 6 路線の応急修繕などを行うものであります。林道は、比較的小規模な被災でしたが、通行に支障があるため応急修繕を行い、次年度以降、県費補助を

受けて本復旧を進めていきたいと計画しております。

13 節使用料及び賃借料 2,310 万円は、林道 13 路線の崩土や倒木の除去などを行うものであります。

2 項 1 目道路河川災害復旧費、10 節需用費 670 万円は、修繕費として、町道 6 か所全て舗装の緊急復旧修繕を行うものであります。

12 節委託料 1,500 万円は、道路災害復旧設計等、業務委託料として町道名倉津具線の道路災害復旧工事の設計を委託するものであります。

13 節使用料及び賃借料 4,020 万円は、道路河川の土砂崩土を除去するためのものであります。町道として 56 か所、河川として 6 か所の積算を見込んでいるものであります。

14 節工事請負費 5,900 万円は、当初予算と合わせて 6,000 万円で町道名倉津具線の路側の被災箇所を道路災害復旧工事で行うものであります。

歳出合計は、1 億 8,120 万円であります。

続きまして、歳入について説明しますので、補正予算に関する説明書 14、15 ページを御覧ください。

13 款分担金及び負担金、1 項 2 目災害復旧事業費分担金、1 節農地等災害復旧事業費分担金 219 万円につきましては、農地等災害復旧工事等に伴う受益者負担金であります。

15 款国庫支出金、1 項 3 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共施設災害復旧費負担金 3,933 万 3,000 円につきましては、事業費の 6,000 万円の 3 分の 2、4,000 万円の国庫補助を受けるものですが、当初予算に 66 万 7,000 円を頭出しして計上しておりますので、相殺した額を補正するものであります。

2 項 7 目災害復旧費国庫補助金、1 節農地等災害復旧費補助金 780 万円につきましては、農地災害復旧工事 6 か所、1,600 万円の 2 分の 1、800 万円の国庫補助を受けるものですが、当初予算に 20 万円を頭出しして計上しておりますので、相殺した額を補正するものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 1 億 467 万 7,000 円につきましては、歳入、歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴い増額するものであります。

16、17 ページを御覧ください。

22 款町債、6 項 1 目災害復旧事業債、1 節農林施設災害復旧債 720 万円は、農地災害復旧工事の国庫補助 2 分の 1 の補助裏の 9 割に充当するものであります。

2 節公共施設災害復旧費 2,000 万円は、道路河川災害復旧工事の国庫補助 3 分の 2 の補助裏 10 割に充当するものであります。

歳入合計は、1億8,120万円です。

説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第35号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 七原 災害復旧のことにに関して1点お伺いします。今出された数字、災害復旧について、工事完了のめど等がいつ頃かということをお教えいただければと思います。

建設課長 完了の時期ですけれども、町道の名倉津具線につきましては、災害査定等がありますので、早くても今年度中ぎりぎり完了予定だと思います。

あと、農地債につきましても、災害査定が終わってからになりますので今年度中ということになると思います。あと、細々とした国庫補助を受けない現場につきましては、今も徐々に業者さんをお願いしながら順次施工をしておりますので、早急に完了するように心がけております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

8 田中 災害復旧は御苦労様です。町がほぼ災害につきましても、復旧に必要な箇所というのは把握されているかと思うのですが、その把握と対応について、流れを少し教えていただけますか。

建設課長 災害復旧の流れですけれども、まず、たくさん雨が降ります。それに対しまして建設課としては道路パトロールを同時に行います。ですが、道路パトロールだけでは把握できませんので、各区長さんなり地元の方からの情報も必要になります。それを、うちのほうで把握をして、緊急にやらなければならない所、特に孤立状態になるような家屋、人がいては困りますので、そういう所に関しては早急に崩土除去等を行いながら進めていきます。あとは通行止め、どうしても町道ですと回り道等々がよくありますので、どうしても通行止めしなければならないところに関しましては通行止めをさせていただいて、関係機関——警察、消防、社協、あとは役場内の各課にも通行止めの情報を流します。あと、関係区長さんに関しましても、どこどこが通行止めだというような御報告もさせていただいております。あと、雨があがりまして、天気が良くなりましたら再度細かいところまで確認をしながら、建設課の職員でできるところはやって、あとは業者さんにいろいろお願いをしながら、皆さんの生活が良くなるように心がけているということです。

以上です。

8 田中 これ、私だけではなくて皆さん一緒だと思うのですが、災害のあと、

いろいろな相談やら要望が寄せられていると思うのですね。そういうものの中で役場がつかんでいないようなことについてもこれから取り上げて、拾っていただけるのですか。

建設課長 当然、現在でも100%把握しているとは思いませんので、今後まだ細かい所とか、見落とししている所があると思いますので、そういう所はきちんと対応していきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第11「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出がありま

す。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和5年第2回設楽町議会定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

散会 午前10時01分